

写

福島市告示第 10 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

令和4年1月7日

福島市長 木幡 浩

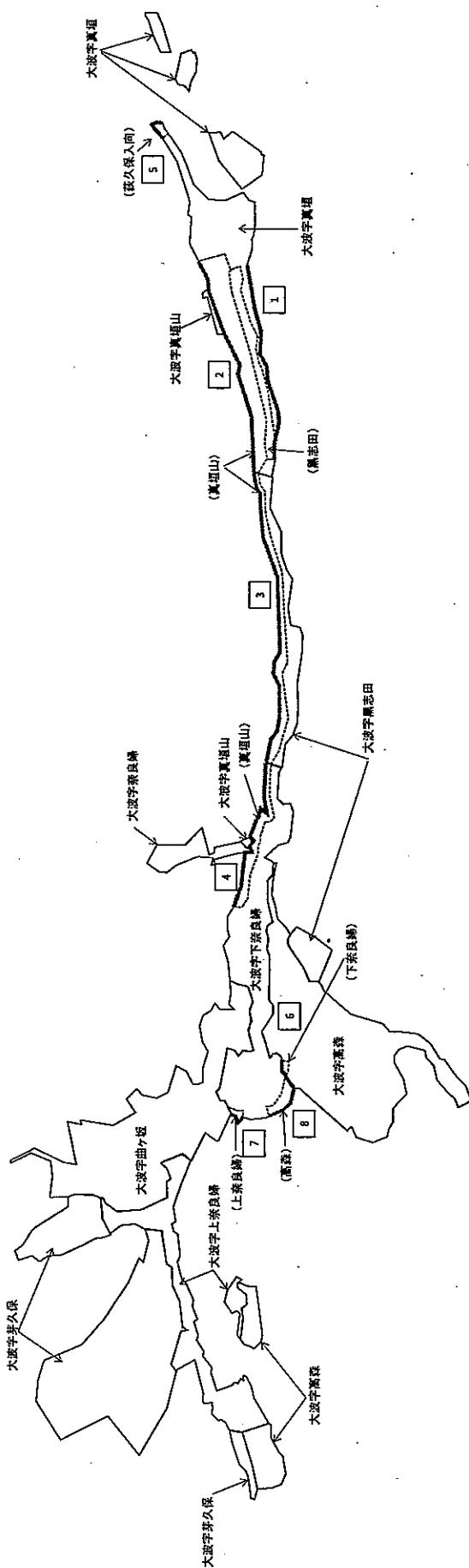
1 区 域 大波地区の一部
(別紙のとおり)

別紙

| 編入する字名 | | 編入される区域 |
|---------|----------|---|
| 大波字真垣 | 大波字黒志田 | 1 1の1、1の2、2の1から2の4まで、3の1、3の2、4の1、4の2、5及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部 |
| 大波字真垣 | 大波字真垣山 | 2 1の2、2の4、2の5、3の3、4の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部 |
| 大波字黒志田 | 大波字真垣山 | 3 5の2、11の2、13の2、14の2、15の7、16の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部 |
| 大波字下奈良婦 | 大波字真垣山 | 4 17の2、30の3、32の3、32の4、33の3、33の口、35の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部 |
| 大波字真垣 | 大波字狹久保入向 | 5 1の3、1の5から1の8まで |
| 大波字高森 | 大波字下奈良婦 | 6 25 |
| 大波字下奈良婦 | 大波字上奈良婦 | 7 1の3、37の3及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部 |
| 大波字下奈良婦 | 大波字高森 | 8 14の6、14の7、15の82、15の85、15の90、15の95及びこれらの区域に介在する道路である国有地の一部 |
| 大波字懸登 | 大波字下狹田 | 9 1の2、1の3、2の2、3の2、13の4及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部 |
| 大波字狹田 | 大波字下狹田 | 10 18の1、18の2、19の1、19の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部 |
| 大波字台田 | 大波字下狹田 | 11 17の4、20の2、20の3及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部 |
| 大波字小畠沢 | 大波字下狹田 | 12 22の3、23の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部 |
| 大波字台田 | 大波字小畠沢 | 13 43の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部 |
| 大波字反田 | 大波字小畠沢山 | 14 2の4から2の7まで |
| 大波字小畠沢 | 大波字小畠沢山 | 15 19の8、19の9、26、27の2 |

| 編入する字名 | | 編入される区域 |
|--------|--------|----------------------|
| 大波字反田 | 大波字笈ヶ森 | 16 21の5、21の6 |
| 大波字笈ヶ森 | 大波字反田 | 17 19の3、20の1から20の3まで |
| 大波字疣石 | 大波字相ノ塚 | 18 1の8 |

参考図 その1 (大波地区)



| | |
|-------|-----|
| 凡 | 例 |
| — | 新字界 |
| - - - | 旧字界 |
| () | 旧字名 |

参考図 その2 (大波地区)

